

## 秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和8年5月14日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

### 賦課対象区域

新屋字新町後および土崎港相染町字沖谷地地内（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）